

ていだっ子すくすく応援事業のご案内

(国の出産・子育て応援給付金)

浦添市では、妊娠届出時からすべての妊婦さん・子育て家庭に寄り添い、身近な相談に応じ、必要な支援等につなぐ「伴走型相談支援」と、出産育児関連用品の購入等の負担軽減を図る「経済的支援(出産・子育て応援ギフトの支給)」を実施しています



浦添市ホームページ

申請方法

- 電子申請 ホームページから申請できます。
- 郵送申請 提出期限の当日消印有効
- 窓口申請 こども家庭課母子保健係

必要なもの

- ていだっ子すくすく応援事業 出産又は子育て応援ギフト申請書(請求書)
- 申請者本人確認書類(個人番号カード・運転免許証・旅券・在留OR住基カードなど)
- 振込口座が確認できる書類の写し(通帳またはキャッシュカード)

事業内容(妊娠届出をされる方への主な支援の流れ)

伴走型相談支援

★妊娠届出時

妊娠届出書をもとに、母子(親子)健康手帳を交付し、妊婦さんと保健師等が面談します。

★妊娠7~8か月ごろ(24~31週)

出産準備や産後のことを具体的に考え始める時期の妊娠7~8か月ごろに、案内はがきを郵送いたしますので回答をお願いします。※アンケート回答は必須です。

面談を希望される方は、保健師等が面談します。

※保健師等面談希望の場合：母子モアプリでの面談予約または電話予約

★出産後

浦添市で安心して子育てができるよう、新生児訪問または保健師等による面談を行います。産後に利用できる制度や、子育てに関する相談先などをお伝えします。

※1) 養育者(原則、児童の母親)と面談することが必須となります。

※2) 新生児訪問希望の場合：①親子健康手帳に添付されているピンク色のハガキ
「新生児訪問依頼葉書(低出生体重児連絡票兼用)」提出
②電子申請または電話予約

※3) 保健師等面談希望の場合：母子モアプリでの面談予約または電話予約

経済的支援

★出産応援ギフトの支給

提出期限：妊娠期間中(出産日の前日)

面談後、出産応援ギフト申請書を提出した方に対し、出産応援ギフトを後日支給します。(妊婦1人当たり5万円)

※妊婦さんと保健相談センター職員が面談することが必須となります。



アンケート回答



面談予約(母子モ)

★子育て応援ギフトの支給

提出期限：生後4か月の最終日まで

面談後、子育て応援ギフト申請書を提出した方に対し、子育て応援ギフトを後日支給します。

(児童1人当たり5万円)



新生児訪問

こちらからも申請できます

《問い合わせ先》

伴走型相談支援、出産・子育て応援ギフトの申請について
浦添市 こども家庭課 母子保健係
☎：098-876-6825

出産・子育て応援ギフトの支給日・口座確認等について
浦添市 こども家庭課 児童係
☎：098-876-1280